

令和7年第11回五所川原市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年10月10日（金） 午前10時
- 2 開催場所 五所川原市役所 2階 会議室2B・2C・2D
- 3 出席委員 20名
- 会長
- 20番 森 義博

委員

1番	今 貴洋	2番	山形 浩一
3番	角田 里美	4番	宮崎 尚彦
5番	伊藤 美穂子	6番	鳴海 正
7番	外崎 高逸	8番	乗田 栄一
9番	石岡 雅樹	10番	小林 達英
11番	佐藤 善一	12番	一戸 孝志
13番	工藤 昇	14番	佐藤 敬道
15番	相馬 孝雄	16番	柳原 一夫
17番	白戸 裕丈	18番	中谷 徳善
19番	小山内 清人		

4 次 第

- (1) 開 会
- (2) 会長挨拶
- (3) 議長選出
- (4) 議事録署名者の指名及び書記任命
- (5) 業務報告
- (6) 議 事

議案第44号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第45号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第46号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第47号 現況地目変更に係る調査結果について

報告第24号 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について

報告第25号 農用地利用集積等促進計画の認可・公告について

5 閉 会

6 書 記

農業委員会市浦支所  
支所長 奈良 和之

7 参 与

農業委員会事務局  
局 長 一戸 武二  
次 長 鈴木 秀人  
係 長 山田 竜太郎  
主 査 藤元 大季

農業委員会金木支所  
主幹 山中 智子

(開会時刻 午前 10 時)

司 会 ただ今から令和 7 年第 11 回総会を開会いたします。  
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いしま  
す。  
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご  
協力をお願い致します。

本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席委員数は 20  
名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者の指名で  
すが、私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただ  
きます。

議事録署名者には、7 番 外崎高逸 (とのさきこういつ) 委員、8 番  
乗田栄一 (のりたえいいち) 委員のご両名を指名いたします。また、  
書記には奈良市浦支所長を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、鈴木次長、山田農地係長、藤元  
主査、金木支所 山中主幹をお願いいたします。

次に、次第5業務報告を参与から報告していただきます。

参与 令和7年9月26日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を行い、岩淵 貴仁 推進委員と事務局であっせんにあたり、3条有償移転事業1件を適正に処理しました。

また、令和7年10月1日午後1時30分から、佐藤 敬道 委員、相馬 孝雄 委員で市浦地区の5条転用1件の現地調査を行いました。

また、令和7年10月2日午前9時30分から、小笠原 一昌 推進委員、宮崎 尚彦 委員、伊藤 美穂子 委員で五所川原東地区の現況地目変更に係る現地調査1件を行いました。

議長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第44号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 1ページをご覧ください。

議案第44号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

申請件数は、有償所有権移転2件、無償所有権移転2件、賃貸借権設定1件です。申請内容については2ページ以降をご覧ください。

議長 議案第44号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第44号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第44号について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、議案第45号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。  
参与より説明をお願いします。

参与 7ページをご覧ください。

議案第45号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」であります。

農地法施行令第10条第1項の規定により、許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、賃貸借権設定1件です。

8ページをご覧ください。

1番 磯松唐皮、田1筆、17,890㎡のうち1,590.75㎡

貸付人、借受人は記載のとおりです。

転用目的は風況観測塔の設置です。

申請地は、市浦総合支所から北へ約1.7kmの距離にあり、申請地周辺には10ha以上の集団農地が形成されていることから第1種農地と判断されますが、一時的な利用であり、地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められることから、不許可の例外に該当します。

申請事業者は風力の再生可能エネルギーによる電気供給事業を営んでおり、風力発電事業の検討にあたり、風況観測塔を設置し、風況データを収集するため、当該農地の申請に至ったものであります。

用水は使用せず、大規模な造成工事も行わず、雨水は地内に水路を設置し、既存の水路へ放流とするため、周辺農地への影響は少ないと見込まれます。

また、資力、信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については9ページ、現地調査時の写真等については10ページをご覧ください。

議 長 議案第45号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第45号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第45号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして、議案第46号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。  
参与より説明をお願いします。

参 与 11ページをご覧ください。

議案第46号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」であります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求められます。件数は、一括方式3件、売買8件です。

12ページから13ページまでの3件については、一括方式による促進計画、14ページから16ページまでの8件については、農地中間管理機構の農地売買等事業による促進計画になります。

以上、作成要請する促進計画案は、あおもり農業支援センターにより作成され、五所川原市農業委員会会長名により11月下旬に認可・公告される予定です。

議長 議案第46号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第46号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご意義がないようですので、議案第46号について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第47号「現況地目変更に係る調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 17ページをご覧ください。

議案第47号「現況地目変更に係る調査結果について」であります。土地関係者より標記申出があり、現況を調査したので承認を求めるものです。件数は1件です。

1番、大字持子沢字三原、非農地6筆、13,953㎡、所有者は記載のとおりです。申請地は、令和3年の農地パトロールで、森林の様相を呈していることから、非農地と判定され、同年11月29日に非農地通知を郵送しておりましたが、現在まで、地目変更登記が行

われておりませんでした。このたび、土地関係者より農地状態に復旧したので農地台帳に載せてほしいとの申し出があり、調査した結果、雑木が撤去され、耕起されていたことから、農地（田）と判断されました。

議 長 議案第47号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 （な し）

議 長 ご質問がないようですので、議案第47号について承認することにご異議ございませんか。

委 員 （異議なし）

議 長 ご異議がないようですので、議案第47号について原案のとおり承認いたします。

議 長 以上、議案第44号から議案第47号まで全ての審議が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 （報 告）

議 長 その他、何かございませんか。

以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。  
慎重なご審議ありがとうございました。